

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号） 新旧対照条文 （傍線の部分は改正部分）
本則による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第百四十五号））（抄）

改 正 後	改 正 前
附 則 （固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等） 第十一条 略 2 41 略 42 法附則第十五条第四十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。 43 略 （法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条の規定の適用がある場合における同条の規定の適用等） 第十六条の二十 略 2 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条第六項の規定の適用がある場合における同	附 則 （固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等） 第十一条 略 2 41 略 42 法附則第十五条第四十六項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置で政令で定めるものは、同項に規定する取得における一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては一組又は一式とする。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が百六十万円以上の機械及び装置で総務省令で定めるものとする。 （法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条の規定の適用がある場合における同条の規定の適用） 第十六条の二十 略

項の規定の適用については、同項中「当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額」とあるのは「第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積又は金額を当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から控除して得た面積又は金額」と、「第七百一条の四十一第三項」とあるのは「同条第三項」とする。

3 第五十六条の六十七の規定は、法附則第三十三条第六項の規定の適用を受ける同項に規定する特定事業所内保育施設に係る事業所等において当該特定事業所内保育施設に係る事業とその他の事業とを併せて行う場合における従業者給与総額の算定について準用する。